

東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）事業目標達成に向けた事業必要量

資料 6 - 2

東久留米市  
子ども・子育て会議資料  
平成25年9月24日

子ども・子育て支援新制度（地域子ども・子育て支援事業）

	子ども・子育て支援新制度（地域子ども・子育て支援事業）	東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）事業			事業目標達成に向けた事業必要量	所管課	
		事業名	事業の概要	26年度までの目標（22年3月設定）			平成24年度までの進捗状況
1	利用者支援	No.7 子育て情報の提供	保育園に通っている園児の保護者や地域活動に参加する保護者に対し、子育てについてのさまざまな情報提供を行っています。 今後は、各保育園の創意工夫によりだれもが手に取れる子育て関連情報を年1回以上発行するなど、情報提供機能を充実させていきます。	育児・子育て支援情報の提供。	食育フォーラム活動で野菜レシピを作成。地場野菜アピールのため地域商店に配布依頼し地域保護者に提供した。また、園庭開放の周知を市ホームページで掲載。	野菜レシピを地域の農家直売所等に備えることにより、消費者と生産者の間に「顔が見え、話ができる」関係を築き、地産地消にもつながる。園庭開放についても子育て中の保護者同士の交流につながり、今後も継続していく。	保育課
2	地域子育て支援拠点事業	No.5 子育てひろば（地域子育て支援センター）の充実	地域における子育て親子の交流を促進する支援拠点として、子育て等に関する情報提供、相談・支援の実施などが行われています。平成22年度より新規に1か所開設し、市内2か所となる予定です。 地域の相談力向上のため子ども家庭支援センターとの連携を充実させていきます。	地域子育て支援センターを地域の相談対応力強化事業に活用。地域の子育て支援関係者とのネットワークの構築を行う。	平成24年から地域子ども家庭支援センター上の原スタッフにおける東部地域での子育て支援拠点となるべく子育て相談（訪問相談実績120件）を行っている。子育て家庭および地域の関係機関からの相談を受け、訪問支援・地域の見守り等の連携を強化し、子育て支援ネットワークを構築し子育て環境整備の支援をしている。また、下里しおん保育園内、はこぶね館でも日常的な事業を実施。事業回数180回、参加4,127人	地域子育て支援センターを地域の相談対応力強化事業に活用。地域の子育て支援関係者とのネットワークの構築を図る必要がある。	子育て支援課（子ども家庭支援センター）
		No.6 子育て相談の充実	市内のほぼ全域にある保育園で、子育てに関するノウハウを活かした子育て相談が行われています。 子育てひろばや関係機関との連携を図りつつ、地域に開かれた保育園として、身近で利用しやすい子育て相談に対応していきます。	子育て相談の拠点として保育所の子育て相談体制を整備。	地域子育て支援センター、保育所の地域活動事業にて実施。 保育所では、在園児に限らず、随時子育て相談に対応。	子育て相談の拠点として保育所の子育て相談体制を整備の充実を図る必要がある。	子育て支援課（子ども家庭支援センター） 保育課
		No.36 育児相談	保護者の育児不安解消と、子どもの健全な発達を援助するため、母乳・栄養・育児等に関する個別相談を行っています。（年10回、内、わくわく健康プラザ以外での出張相談：年2回）。 離乳食や歯科に関する相談、4か月未満児の占める割合は増加しています。幅広い相談に対応できる、気軽な相談窓口として、より多くの方に活用してもらえよう、実施場所の拡大などを検討していきます。	継続	開催回数：10回／年 （内、児童館での開催数 2回） 利用者延数：164組  年2回児童館での実施も定着し、参加者の満足度は高く、気軽に利用できるものになっている。	保護者の育児不安の軽減と、子どもの健全な成長・発達を援助することを目的とした多職種専門職による個別相談であり、気軽な相談窓口の一つとして、継続が必要な事業である。	健康課
		No.38 子ども相談	乳幼児健診や相談事業の結果、母子の心理面や児の発達上、経過観察が必要と判断された児について、定期的に心理相談（個別、集団）を実施しています（個別相談：年24回、集団グループ相談：年21回）。継続フォローが必要な場合には、関係機関との連携と地区担当保健師で調整しています。	継続 関係機関との連携強化。 療育機関、育児支援情報提供の充実化。	個別相談：24回／年 相談者数：454人 子どもグループ：21回／年 参加者延数：208人 グループにて親子の様子をアセスメント後、個別相談でフィードバックし、必要な事業・療育機関につないでいる。	乳幼児健診や相談事業の結果、心理相談員による相談（個別、集団）が必要と判断された場合に実施する専門相談であり、継続が必要な事業である。	健康課
		No.67 児童館での居場所づくり	児童館では小学校低学年から中高生等の居場所づくりを推進しています。現状では、中高生を対象とした事業展開ができていないのは、指定管理者運営による1館にとどまっていますが、運営のメリットを生かし、開館時間・日時と利用対象者の拡充を図ります。	23年度から5年間、3児童館で指定管理者による運営となり、さらなる中学・高校生の夜間の利用が増えるよう取り組んでいく。	平成23年度指定管理3児童館での、中学・高校生の居場所づくりとして、午後5時以降の利用ができるようになった。平成24年度の利用者は、中学生4,394人、高校生1,745人であった。	市内5児童館の内3児童館が指定管理者による運営となり、さらなる中学・高校生の夜間の利用が増えるよう取り組んでいく。	子育て支援課
		No.72 ふれあい交流の促進	児童館において、小学校低学年から中高生年代、高齢者ボランティアとのふれあいや交流を推進します。お話し会・将棋大会・卓球大会・ハイキング等、各児童館での特色ある事業を検討していきます。	23年度から指定管理者の運営に変わった2館についての動向に注視し、新しい事業など参考に、各児童館が連携しながら特色のある事業を今後も続けていく。	指定管理児童館を含めた、5館の児童館において、高齢者ボランティアより将棋教室・伝統遊び等実施。また老人施設訪問等の事業を行った。	指定管理児童館を含めた、5館の児童館において、様々な年代のボランティアより将棋教室・伝統遊び等の事業の実施。	子育て支援課
		No.4 子ども家庭支援センター事業	0歳から18歳未満までの子ども家庭総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供の他、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関の調整、要支援家庭サポート、在宅サービスの提供などを行っています。 総合相談の件数増加や虐待対応ケースの重度化に伴い、関係機関の役割の明確化がより必要になっています。今後は地域の中核機関として、地域の子育て相談力の向上を目指し、職員配置の充実にも努めるとともに、子育てひろばや関係機関との連携強化に努めます。	23年度に先駆型子ども家庭支援センターへの移行。 児童虐待対応力の強化に努め、より事業の充実を図る。	・子ども家庭支援センター 新規相談件数 605件 （被虐待相談83件、養護相談82件等） ・交流スペース利用 利用者参加延べ数 9,499人 年間事業実施回数 53回 参加延べ利用数 1,225人 ・地域子ども家庭支援センター上の原利用者参加延べ数 1,622人 年間事業実施回数 66回 参加延べ利用数 10,162人 （平成23年度に比べ、被虐待相談件数が101件から82件に減っていますが、相談件数が減っているのではなく、兄弟姉妹が多いケースが含まれております。虐待予防の視点で地域の中核機関として努力しています。）	平成24年度までに、先駆型子ども家庭支援センターへ移行している。今後、児童虐待対応力の強化に努め、より事業の充実を図る必要がある。	子育て支援課（子ども家庭支援センター）

	子ども・子育て支援新制度(地域子ども・子育て支援事業)	東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)事業			事業目標達成に向けた事業必要量	所管課	
		事業名	事業の概要	26年度までの目標(22年3月設定)			平成24年度までの進捗状況
2	地域子育て支援拠点事業	No.65 児童館事業	児童の健全育成の拠点施設として、市内5か所に児童館を設置し、各館でさまざまな事業が展開されています。平成18年度の指定管理者の導入以来、4年が経過していますが、開館日時、日数、事業対象者について、直営と指定管理者の児童館で差があり、市民サービスに開きが生じています。今後は、より効果的な事業展開が図られるよう児童館の在り方を検討し、児童館事業の積極的な推進を図ります。	23年度～27年度の5年間、市内5か所の児童館のうち3か所において指定管理者が管理運営を行う。開館時間・日数、利用対象者などの面で、直営館ではできない部分のサービスの提供を行うとともに、直営と指定管理者との連携を密に図っていく。直営館の中央児童館の中核的役割が求められる。また、くぬぎ児童館の老朽化(耐震)に伴う、今後のあり方が検討されている。	市内5か所の児童館のうち3か所において指定管理者が管理運営を行う。開館時間・日数、利用対象者などの面で、直営館ではできない部分のサービスの提供を行うとともに、直営と指定管理者との連携を密に図っていく。直営館の中央児童館の中核的役割が求められる。また、くぬぎ児童館の老朽化(耐震)により、閉館に向けての説明会を開催していく。	子育て支援課	
3	病児・病後児保育事業	No.26 病後児保育の実施	保育所通所児童等で、病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを対象とした病後児保育の実施を検討してきました。市内医療機関では既に独自に実施しているところがありますが、市としては支援できていないのが現状です。今後、利用者の需要の把握に努め、病後児保育実施に向けて検討を進めます。 (目標値) 平成26年度までに実施	病後児保育事業の検討  一日利用者 145人 半日利用者 53人 さらなる拡充を図る。	実施が目標の為クリア	保育課	
4	子育て短期支援事業	No.1 ショートステイ(子育て短期支援事業)	社会的な理由で、家庭での子どもの養育が一時的に困難になったときに、お子さんを預かります(宿泊を伴う)年齢別となっている料金設定や兄弟の利用、連泊する場合の利用料の軽減などが必要となっています。定員数については、利用数の推移をみて判断していきます。	利用しやすい条件の整備 ・学校、幼稚園、保育園等への送迎の検討 ・連泊時の利用料の検討	ショートステイ:延べ114日。 ・利用に際し面談し、育児相談や継続的な相談につなげ緊急時の利用もあり、重要な役割をしている。 ・平成24年からは保育園・学校の送迎を施行している。 ・連泊時の利用料について、免除世帯については長期に渡っての利用はあるが、有料世帯においては2泊3日が平均利用日数で支払いできる範囲で利用している状況のため現状維持。	社会的な理由により、子どもを預かる事業の周知がされてきており、さらに学校・保育園の送迎により、安心して預けられるようになっていく。さらなる、PR活動を図る必要がある。	子育て支援課(子ども家庭支援センター)
		No.2 トワイライトステイ(子育て短期支援事業)	仕事等の理由で平日の夜間または休日に不在となる家庭で、子どもの養育が困難になったときに、日中、夜間にお子さんを預かる事業です。現在はショートステイで対応できており未実施ですが、今後、ニーズを精査するとともに他の事業対応の可能性も含め検討します。	トワイライトステイ事業の設置を検討	ショートステイ(午後8時まで)を利用できる状況から、現在は夜間のトワイライトステイも業務しており現状維持。	トワイライトステイ事業の設置を検討とされているが、ショートステイ利用にて対応できているが他事業対応の可能性を含め検討を図る必要がある。	子育て支援課(子ども家庭支援センター)
5	ファミリー・サポート・センター事業	No.3 ファミリー・サポート・センター	育児のお手伝いをしたい会員と、育児のお手伝いを受けたい会員による、組織的な有償サービスの相互援助活動です。提供(協力)会員に比べて依頼(利用)会員が多く、提供会員の高齢化も生じていることから、提供会員の増員に努めます。	提供会員の増員も念頭に、相互援助活動の充実を継続する。	援助活動件数:延べ2,647回 会員数 ・提供会員 199名 ・依頼会員 453名 ・両方会員 13名	提供会員数も増加傾向であるため、目標のとおり活動していると言えるが、依頼会員数も増加傾向にあるため、今後の相互援助に支障をきたさないよう、提供会員の増加を図る必要がある。	子育て支援課
6	延長保育事業	No.23 延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等の保育ニーズに対応するため、通常保育時間(11時間)以上の保育を行う延長保育実施園の拡大を図ります。現在、公立保育園3園、公設民営保育園2園、私立保育園5園で延長保育を実施しています。今後開園予定の保育園においても延長保育を実施していきます。 (目標値) 延長保育実施園数 平成21年度10園 → 平成26年度16園	16園実施目標	公立3園、公設民営3園 私立6園で実施。 延べ利用人数 33,197人。	12園のため、目標16園まで4園	保育課
7	一時預かり	No.31 一時預かり(一時保育)の充実	病気などの緊急時や就労等で子どもの保育が一時的に困難な場合、育児疲れ・保育によるストレスなどにより一時的に保育が必要な場合に子どもを預かる事業で、就労の有無等に問わず、誰でも利用できます。現在は公設民営保育園1園、私立保育園3園で実施しています。今後開園予定の保育園でも一時預かり(一時保育)事業を行うとともに、市が独自で行う一時預かり事業についても検討していきます。 (目標値) 一時預かり(一時保育)事業実施保育園数 平成21年度4園 → 平成26年度7園	平成23年度、Nicot東久留米実施。 7園実施目標	ひばり保育園、上の原さくら保育園(公設民営)、久留米みのり保育園、あそか保育園、下里しおん保育園、Nicot東久留米(私立)で実施。 延べ利用児童数 13,126人	平成26年4月1日開園予定のみなみ新設園で合計7園実施となる。	保育課
		No.32 幼稚園の預かり保育	東久留米市私立幼稚園では、預かり保育事業を実施しています。平成20年度の実績では8園ともに実施し、このうち3園では長期休暇中も実施しています。	今後の幼保一体化に向けた国の動向に注視しつつ、事業を継続。	市内8園ともに預かり保育を実施し、各園が保護者に利用しやすいよう見直し・改善を図り取り組んでいる。	今年度の状況調査より、全体的に預かり保育体制は確保されており、現状体制を維持する必要がある。利用人数の多い園は認定こども園移行に向けての検討も必要である。	子育て支援課

	子ども・子育て支援新制度(地域子ども・子育て支援事業)	東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)事業			事業目標達成に向けた事業必要量	所管課	
		事業名	事業の概要	26年度までの目標(22年3月設定)			平成24年度までの進捗状況
8	妊婦健診	No.33 母子健康手帳の交付	健康課・市民課・各連絡所で母子健康手帳の交付を行っています。交付時に、妊婦健診票(14回分)、子育て情報や気軽に相談できる窓口の紹介等の資料(子育て便利帳)を「母と子の健康バッグ」に入れて、配布しています。 母子健康手帳交付は、抱えている不安や問題を把握できる良い機会であり、健康課での直接交付や、届出書用紙の工夫を検討し、その後のフォローにつなげていきます。	事業を継続する。	「母と子の保健バッグ」の内容の充実に努め、最新の情報提供を図った。母子健康手帳、超音波検査、先天性代謝異常検査の変更事項への対応。転入者には妊婦健診票発行時に出生通知票を渡し、他のサービスと共に説明をした。 ・ハイリスクや不安の高い妊婦に対し電話、訪問、面接等、必要なフォローを行った。また、25年度に向けて同封の「子育て便利帳」を改訂し、様々な情報を盛り込むことで配布物を整理した。	母子健康手帳は、妊娠からの母体の経過、母と子の健康状態等の継続した記録であり、健康診査時等に活用できるものであるため、引き続き、継続が必要な事業である。	健康課
9	乳児家庭全戸訪問事業	No.35 妊婦・新生児・未熟児訪問指導	母性、乳幼児の健康の保持増進を図るために、妊娠中や出産後、乳幼児期における個々の健康上の問題について、保健師及び助産師が家庭訪問し、保健指導を行っています。 平成20年度からは子育ての孤立化を防ぐために生後4か月までの全戸訪問を開始していますが、1割弱の家庭で、不在や連絡がとれない状態です。早期より適切な育児支援が受けられるよう、全戸訪問を目指します。 (目標値) 赤ちゃん訪問実施率 100%(全戸訪問)	拡充 訪問件数(訪問率)の増加	妊婦訪問 36件/年 産婦訪問 889件/年 新生児訪問 643件/年 未熟児訪問 45件/年 こんにちは赤ちゃん訪問 217件/年  新生児訪問・未熟児訪問等の訪問件数は増加している。	妊婦・新生児訪問等は、市の母子保健サービスの入口である。妊娠したり、新しい家族を迎えて、不安や戸惑いを抱いている場合も少なくないことから、訪問によって、不安を和らげたり、子育てに関する情報提供をするなど、継続が必要な事業である。訪問件数は増加しているが、全戸訪問を目指す。	健康課
10	放課後児童クラブ	No.66 学童保育事業	小学校3年生までの児童の放課後の居場所、健全育成事業として、市内15か所で学童保育事業を行っています。 平成21年度に71人以上の児童が在籍する大規模学童保育所の増改築・分割を行い事業環境を向上させました。またこれにより、学童保育待機児の問題も長期的な解決が見込まれています。  (指標) ・待機児学童児童数 ・児童一人当たりの保育面積	23年度14小学校21学童、24年度は第四小学校が閉校し上の原学童保育所も閉所となる。今後、小学校の適正化により学童保育所を取り巻く環境も変化していくと考えられるので、柔軟に対応できるよう、職員の補強をしていく。	平成23年度に上の原学童保育所が閉所となり、平成24年度から13学校20ヶ所の学童保育所で、児童を受け入れている。待機児なし。	学童クラブガイドラインに沿った在籍児童の適正化(定員70名以下)を実施していくため、児童厚生指導員に対する研修等により資質の向上と適正な人員配置が必要。	子育て支援課
		No.101 学童クラブへの障害児の受け入れ	放課後健全育成事業における障害児の受入を推進する。	障害児に対する研修の充実、職員の増員などの検討を行う。	受け入れ児童は健常児と同じ小学1年～3年生。障害児保育に対する研修を実施。社会福祉審議会において障害児の4年生までの受け入れ拡大の答申があり、検討中。	障害児の4年生までの延長保育や保育時間の延長等、保護者ニーズが高いため検討する必要がある。	子育て支援課
11	養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	No.4(再掲) 子ども家庭支援センター事業(再掲)	0歳から18歳未満までの子ども家庭総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供の他、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関間の調整、要支援家庭サポート、在宅サービスの提供などを行っています。 総合相談の件数増加や虐待対応ケースの重度化に伴い、関係機関の役割の明確化がより必要になっています。今後は地域の中核機関として、地域の子育て相談力の向上を目指し、職員配置の充実に努めるとともに、子育てひろばや関係機関との連携強化に努めます。	23年度に先駆型子ども家庭支援センターへの移行。 児童虐待対応力の強化に努め、より事業の充実を図る。	・子ども家庭支援センター 新規相談件数 605件 (被虐待相談83件、養護相談82件等) ・交流スペース利用 利用者参加延べ数 9,499人 年間事業実施回数 53回 参加延べ利用数 1,225人 ・地域子ども家庭支援センター上の原 利用者参加延べ数 1,622人 年間事業実施回数 66回 参加延べ利用数 10,162人 (平成23年度に比べ、被虐待相談件数が101件から82件に減っていますが、相談件数が減っているのではなく、兄弟姉妹が多いケースが含まれております。虐待予防の視点で地域の中核機関として努力しています。)	平成24年度までに、先駆型子ども家庭支援センターへ移行している。今後、児童虐待対応力の強化に努め、より事業の充実を図る必要がある。	子育て支援課(子ども家庭支援センター)
		No.88 児童虐待防止対策の充実	平成19年度に従来の「児童虐待防止ネットワーク」から「要保護児童対策地域協議会」へと移行し、関係機関が連携を図り、児童虐待や支援を要するすべての子どもを視野に入れた対応を行っています。 子ども家庭支援センターが虐待の早期発見・見守り機能をあわせもった先駆型へ移行するにあたり、虐待対応ワーカーを配置することで、関係機関や地区担当との連携をさらに強化し、見守りを含めた対応の充実を図ります。 関係機関向け子ども虐待防止マニュアルを作成し、早期発見、早期対応の重要性の周知をしていますが、まだまだ不十分な面もあり、今後も十分な周知と内容の充実に努めます。	要保護児童対策地域協議会の会議だけではなく、日常的に関係機関の連携がとれるよう、各機関との連絡会を充実する。 また、関係機関対象の研修等の実施で地域で児童虐待への理解、対応力の向上を目指す。	・子ども家庭支援センターにおいては、要保護児童対策地域協議会の会議だけではなく日常的に関係機関の連携がとれるよう、各機関との連絡会を健康課と11回、教育相談室1回、民生・児童委員2回等施行し連携している。 ・関係機関対象の講演会年2回実施し地域での児童虐待防止への理解、対応力の向上を目指している。 ・既存の下里しおん保育園内、はこぶね館でも日常的な事業を実施。 事業回数 180回 参加人数 4,127人	要保護児童対策地域協議会の会議だけではなく、日常的に関係機関の連携がとれるよう、各機関との連絡会を充実を図る必要がある。 また、関係機関対象の研修等の実施で地域で児童虐待への理解、対応力の向上を図る必要がある。	子育て支援課(子ども家庭支援センター)
11	養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	No.98 早期発見の取り組みの充実	各健診の結果、経過観察健診として、発育・発達経過観察を行っています。また、児童精神科的領域及び運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児に対しては、児童精神・小児神経学的立場に重点を置いた健診、作業療法士による指導、個別相談を行い、障害等の早期発見・早期治療を図っています(年12回)。 乳幼児健診や相談事業の結果、母子の心理面や児の発達上、必要時は、心理相談(個別、集団)を実施しています(個別相談:年24回、集団グループ相談:年21回)。継続フォローが必要な場合には、関係機関との連携と地区担当保健師で調整しています。	受診率の増加	経過観察健診:48回/年 受診者数315人、受診率88.5%  発達健診:12回/年 受診者数99人、受診率92.5%  必要に応じて療育機関や専門医療機関を紹介し、適宜関係機関と連携しながら調整している。	乳幼児健診の結果、発育・発達の経過観察が必要とされた場合、経過観察健診、児童精神または小児神経学的立場に重点を置いた発達健診等を実施しており、障害等の早期発見の場として、継続が必要な事業である。	健康課

東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）事業目標達成に向けた事業必要量

子ども・子育て支援新制度  
【子どものための教育・保育給付(施設型給付・地域型保育給付)】

子ども・子育て支援新制度(施設型給付・地域型保育給付)	東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)事業				事業目標達成に向けた事業必要量	所管課
	事業名	事業の概要	26年度までの目標(22年3月設定)	平成24年度までの進捗状況		
1 保育所 (施設型給付)	No.15 保育園定員の適正化	多様化する保育ニーズに対応するため、保育所の建替え等の整備を機に低年齢児枠の拡大を考慮した定員の見直しを図ります。平成18年度には移転・新設したひばり保育園(公設民営)で定員の拡充を図り、現在定員は1,495人(公立989人、私立506人)となっています。 また、平成22年4月に公設民営園1園、同年6月に私立保育園1園の開園を予定しています。 東久留米市立保育園の民営化実施計画(改定版)により、保育園の施設更新に合わせて定員の適正化を図っていきます。 (目標値) 認可保育所定員数 21年度1,495人 26年度1,617人 認可保育所 0歳児～2歳児の定員 21年度581人 26年度655人	認可保育所定員数 (目標値)平成26年度 1,617人	既存認可保育所の増築による定員増(54名)、幼保連携型認定子ども園の認可保育所新設(33名定員)、既存認可保育所の定員増(30名)など117名の待機児解消策を図っている。 また、平成24年度末の認可保育所定員数は1,690人である。《上の原さくら》+30人(H22.4.1開園)《ニコット東久留米》+60人(H22.6.1開園)《くるみ》-12名(平成22年4月1日 142人→136人 平成23年4月1日 136人→130人 定員変更)	次世代の目標数値は達成しているが、26年度にみなみ民営化に伴い、41名の定員増を図る予定である。	保育課
	No.22 低年齢児保育の充実	0～2歳までのいわゆる低年齢児の保育ニーズに対応するため、受け入れ枠の拡大を図ります。平成21年4月時点、認可保育園の待機児童数は、1歳児59名、2歳児30名となっており、今後開園を予定している保育園においても低年齢児保育を行い、受け入れ枠を拡充します。 (目標値) 認可保育所0歳児～2歳児の定員 平成21年度581人 → 平成26年度655人	今後も幼保連携型認定子ども園化を視野に入れ、該当園を検討していく。	かたばみ保育園(1～2歳児33名)、滝山しおん増築(1～2歳児部分は12名)の定員増を実施。	697人の為、目標655人をクリア	保育課
	No.24 産休明け保育の拡充	就労先の状況などにより、育児休業が取りにくい世帯のため、産後8週間を経過した児童の保育を行います。現在は私立保育園5園と公設民営園1園で実施しています。年度後半に入所対象年齢に達する児童については、保育園の受け入れ枠が少なく、待機児童につながる場合があるため、産休明け保育の対応を拡充していきます。 (目標値) 産休明け保育を実施している認可保育園数 平成21年度6園 → 平成26年度9園	産休明け保育実施園の拡大	公設民営3園、私立園6園で実施。今後、民営化する園についても促進し拡大を図る。	9園のため、目標9園をクリア	保育課
	No.16 市立保育園民営化の推進	東久留米市立保育園の民営化実施計画(改定版)に基づき、民間活力の導入による既設園の民営化を進め、待機児解消を図っています。その際、施設更新等により受け入れ数を拡大するとともに、保育環境を整備し、保育サービスの拡充を進めます。 (目標) 民間化実施園数 平成26年度までに2園	都営住宅の建替えに伴い、平成25年度末にみなみ保育園を閉園し、新たに平成26年4月に民設民営(私立)園を開設予定。	次期民営化対象園としてさいわい保育園を発表。今後東京都とスケジュール調整しながら、事務を進めて行く。	22年4月に上の原さくら、26年4月にみなみ保育園民営化完了のため目標は達成する見込みである。	保育課
	No.17 認可保育所の充実	現在市内には、認可保育所が15園、定員総数は1,495人となっています。 待機児童解消を目指し、平成22年4月に公設民営園1園、同年6月に私立保育園1園の開園を予定しています。 平成26年度には、認可保育所16園、定員総数を1,617人に拡充する見込みです。	平成24年度に私立保育園1園の増築を行い定員拡大を予定。平成25年度末に市立みなみ保育園を閉園し、新たに民設民営(私立)園を開設。この際に定員の拡大を図る予定	既存認可保育所の増築による定員増(54名)幼保連携型認定子ども園の認可保育所新設(33名定員)、既存認可保育所の定員増(30名)など117名の待機児解消策を図っている。また、みなみ保育園民営化に伴い90名→131名の定員増を図るべく調整している。	クリア	保育課
2 家庭福祉員 (地域型保育給付)	No.20 家庭福祉員への助成の充実	低年齢児の家庭的な保育への需要があることから、新規開設への支援を進めます。現在は、家庭福祉員6名、受け入れ定員26人となっています。家庭的な雰囲気の中で保育を行う家庭福祉員の拡充により、待機児童の解消を図ります。また、研修などを通じて、市立保育園との連携を進めます。 (目標値) 家庭福祉員の開設数: 毎年1施設開設	毎年1施設開設目標	家庭福祉員2名減であったが、新規で2名開設したため増減はなし。今後も新規事業者を模索継続。	毎年1施設開設が目標である。5年間で5施設開設が目標である。22年4月遠藤家庭福祉員、24年5月和田家庭福祉員、25年2月臼井家庭福祉員、25年4月横田家庭福祉員が開設しているため、あと1施設が目標であるが、23年12月末で橋本家庭福祉員が開設しているため、トータルでは目標まであと2園となる。	保育課

東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）事業目標達成に向けた事業必要量

その他検証が必要な事業

東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)事業				事業目標達成に向けた事業必要量	所管課
事業名	事業の概要	26年度までの目標(22年3月設定)	平成24年度までの進捗状況		
1 No.18 認証保育所の開設	<p>待機児童の解消及び都市の多様な保育需要に対応するため、認証保育所の開設を促進します。現在は、市内に認証保育所A型1園、B型1園、また、認証保育所へ移行準備をしている認可外保育施設が1施設あります。</p> <p>待機児童解消のため、国や都の動向も注視しつつ、市内で認証保育所の開設を希望する事業者を支援していきます。</p>	<p>待機児童の解消及び多様な保育需要に対応するため、認証保育所の開設を推進。</p>	<p>25年5月開所に向けて、イオン内の認証保育所を開設すべく事務を遂行した。</p>	<p>今後は、子ども・子育て支援新制度の動向を鑑みながら、保育ニーズ調査の結果も踏まえて検討していく。</p>	保育課
2 No.19 保育室の認証保育室への移行	<p>低年齢児童の受け入れ施設である保育室の認証保育所への移行を行うことにより、待機児童の解消を図ります。</p> <p>(目標値) 認証保育所への移行数 平成26年度までに1施設移行</p>	<p>1施設移行目標</p>	<p>定期利用保育として保育事業を展開しているが、施設長との認証保育所への移行を協議継続中である。</p>	<p>保育ニーズ調査の結果を踏まえながら、必要であれば事業者の意向を確認し検討していく。</p>	保育課